

資本関係又は人的関係がある者（同族企業）等の入札参加制限に係る要件を改正します

資本関係又は人的関係がある者（同族企業）同士の同一入札、設計業務等の受託者又は受託者と同族企業にある者の対象工事への入札の参加を制限する運用について、会社法等改正に伴い、資本関係、人的関係の要件を改正します。

1 資本関係

要件：次のいずれかに該当する場合

- ・ 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。）の関係にある場合
- ・ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

会社法 第2条(抜粋)
三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
イ 子会社
ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
イ 親会社
ロ 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの
会社法施行規則 第2条第3項(抜粋)
3 二 会社等 会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これらに準ずる事業体をいう。
会社法施行規則 第3条第2項(抜粋)
2 法第二条第四号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

3 その他

要件：その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ・ 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合
- ・ 1、2と同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

改正する基準等

- 1 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得
- 2 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得
- 3 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準
- 4 資本関係又は人的関係がある者同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準
- 5 設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準

2 人的関係

要件：次のいずれかに該当する場合

- ・ 一方の会社等の役員（以下の者）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
3 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
4 組合の理事
5 その他業務を執行する者であって、1から4までに掲げる者に準ずる者

- ・ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という）を現に兼ねている場合
- ・ 一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

4 適用日

平成31年4月1日以降の公告又は指名通知するものから適用します。

問い合わせ先：埼玉県総務部入札課

電話：048-830-2734